

さいたま小川町メガソーラー  
環境影響評価準備書

令和3年4月

小川エナジー合同会社



本環境影響評価準備書は、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）（以下「法」という）第14条第1項及び「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の10の規定に基づいて作成したものである。

なお、本事業は、埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第5号の「工場の設置及びその施設の変更」に該当する事業として、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日埼玉県条例第61号）（以下「埼玉県条例」という）第4条第1項の規定により環境影響評価調査計画書（方法書）を作成し、同条第3項の規定による令和元年12月20日に埼玉県知事への提出並びに埼玉県条例第6条第1項の公告及び縦覧並びに埼玉県条例第6条の2第1項又は第3項後段の規定による周知の手続きを経た後、埼玉県条例第8条第1項の規定により令和2年3月26日に埼玉県知事が意見を述べたものである。

令和2年4月1日に法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第53号）が施行され、太陽電池発電所が法の対象事業に追加されたことに伴い、経過措置により当該方法書は「法第10条第1項の手続きを経た方法書」とみなされ、令和2年4月10日に方法書手続きの途中で法の手続きに移行したものである。



## はじめに（事業者の名称変更について）

さいたま小川町メガソーラー事業の事業者は、令和3年1月15日に「エトリオン・エネルギー3合同会社」より「小川エナジー合同会社」に名称を変更した。

これは、合同会社の社員構成の一部変更に伴い名称変更したものであり、法人格としての「小川エナジー合同会社」は、「エトリオン・エネルギー3合同会社」と同一のものである。なお、「第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」に示すとおり、代表者、主たる事務所の所在地にも変更はない。

これを受け、準備書の事業者名称の表記も、現在の名称である「小川エナジー合同会社」とし、方法書の提出時の事業者名称である「エトリオン・エネルギー3合同会社」からの変更を行っている。



# 目 次

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 .....	1- 1	( 1)
第 2 章	対象事業の目的及び内容 .....	2- 1	( 2)
2-1	対象事業の目的 .....	2- 1	( 2)
2-2	対象事業の内容 .....	2- 2	( 3)
2-2-1	特定対象事業の名称 .....	2- 2	( 3)
2-2-2	特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類 .....	2- 2	( 3)
2-2-3	特定対象事業により設置されることとなる発電所の出力 .....	2- 2	( 3)
2-2-4	対象事業実施区域 .....	2- 2	( 3)
2-2-5	特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項 .....	2- 8	( 9)
2-2-6	工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 .....	2- 17	( 18)
2-2-7	土地の造成に関する事項 .....	2- 36	( 37)
2-2-8	当該土石の捨場又は採取場に関する事項 .....	2- 46	( 47)
2-2-9	供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 .....	2- 46	( 47)
2-2-10	環境保全上の支障を生じさせた参考事例 .....	2- 59	( 60)
第 3 章	対象事業実施区域及びその周囲の概況 .....	3- 1	( 62)
3-1	自然的状況 .....	3- 1	( 62)
3-1-1	大気環境の状況 .....	3- 1	( 62)
3-1-2	水環境の状況 .....	3- 18	( 79)
3-1-3	土壌及び地盤の状況 .....	3- 28	( 89)
3-1-4	地形及び地質の状況 .....	3- 32	( 93)
3-1-5	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 .....	3- 40	( 101)
3-1-6	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 .....	3-123	( 184)
3-1-7	一般環境中の放射性物質の状況 .....	3-131	( 192)
3-2	社会的状況 .....	3-133	( 194)
3-2-1	人口及び産業の状況 .....	3-133	( 194)
3-2-2	土地利用の状況 .....	3-135	( 196)
3-2-3	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 .....	3-138	( 199)
3-2-4	交通の状況 .....	3-143	( 204)
3-2-5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の 状況及び住宅の配置の概況 .....	3-146	( 207)
3-2-6	下水道等の整備状況 .....	3-151	( 212)
3-2-7	廃棄物の状況 .....	3-153	( 214)
3-2-8	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 .....	3-158	( 219)

第 4 章	方法書についての意見と事業者の見解.....	4- 1	( 258)
4-1	方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解.....	4- 1	( 258)
4-1-1	方法書の公告及び縦覧等.....	4- 1	( 258)
4-1-2	方法書説明会の開催.....	4- 6	( 263)
4-1-3	方法書についての意見の把握.....	4- 15	( 272)
4-1-4	方法書に対する環境の保全の見地からの住民等の意見の概要と 事業者の見解.....	4- 18	( 275)
4-2	方法書についての都道府県知事等の意見及び事業者の見解.....	4- 70	( 327)
4-2-1	知事意見及び事業者の見解.....	4- 70	( 327)
4-2-2	関係町村意見及び事業者の見解.....	4- 80	( 337)
第 5 章	方法書に対する経済産業大臣の勧告.....	5- 1	( 339)
第 6 章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法.....	6- 1	( 346)
6-1	環境影響評価の項目の選定.....	6- 1	( 346)
6-1-1	本事業の事業特性.....	6- 2	( 347)
6-1-2	主な地域特性.....	6- 3	( 348)
6-1-3	選定の理由及び非選定の理由.....	6- 6	( 351)
6-2	調査、予測及び評価の手法の選定.....	6- 9	( 354)
6-2-1	調査、予測及び評価の手法.....	6- 9	( 354)
6-2-2	選定の理由.....	6- 67	( 412)
第 7 章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての 経済産業大臣の助言.....	7- 1	( 413)
第 8 章	環境影響評価の結果.....	8-1- 1-1	( 414)
8-1	調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果.....	8-1- 1-1	( 414)
8-1-1	大気環境.....	8-1- 1-1	( 414)
8-1-2	水環境.....	8-1- 2-1	( 564)
8-1-3	その他の環境.....	8-1- 3-1	( 600)
8-1-4	動物.....	8-1- 4-1	( 641)
8-1-5	植物.....	8-1- 5-1	( 901)
8-1-6	生態系.....	8-1- 6-1	( 960)
8-1-7	景観.....	8-1- 7-1	(1051)
8-1-8	人と自然との触れ合いの活動の場.....	8-1- 8-1	(1091)
8-1-9	廃棄物等.....	8-1- 9-1	(1166)
8-1-10	温室効果ガス等.....	8-1-10-1	(1172)
8-2	環境保全のための措置.....	8-2- 1-1	(1180)
8-2-1	環境保全のための措置の基本的な考え方.....	8-2- 1-1	(1180)
8-2-2	環境保全措置の検討結果の整理.....	8-2- 2-1	(1181)
8-2-3	環境監視計画.....	8-2- 3-1	(1218)
8-3	事後調査.....	8-3- 1-1	(1221)
8-3-1	事後調査の検討.....	8-3- 1-1	(1221)
8-3-2	検討結果の整理.....	8-3- 2-1	(1224)
8-4	環境影響の総合的な評価.....	8-4-1	(1231)
8-5	準備書段階における専門家等の助言の内容について.....	8-5-1	(1335)



第 9 章	環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地.....	9- 1	(1337)
-------	---	------	--------